

広島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安芸津下三永線	東広島市西条町下三永字若山一〇五六二番一地从先から東広島市西条町下三永字若山一〇五五八番四地先まで	令和七年三月一三日